

2006/11/16

第18回JPドメイン名諮問委員会  
資料4

諮問書：JPRS-ADV-2006002  
「JPドメイン名登録情報の公開・開示と  
保護に関する現状評価について」  
に関する論点

2006年11月16日

株式会社日本レジストリサービス

## はじめに

- 株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」)は、2006年11月16日に諮問書JPRS-ADV-2006002を提出いたしました。この諮問書は、JPドメイン名における登録情報の公開・開示につき、個人情報の保護とのバランスを考慮し、現状の評価、および、変更の必要性について、答申をいただくことをお願いしております。
- 本資料は、諮問事項に関するご議論をいただく際の一助としていただくことを目的に、JPドメイン名における登録情報の公開・開示に関するこれまでの経緯と現状、課題解決に向けた方針案についてご説明するものです。
- 委員の皆様におかれましては、これらの内容をご参考の上、ご議論をお願い申し上げます。また、本資料にて挙げた以外にも検討が必要な点がございましたら、論点に加えていただければ幸いです。

# 属性型・地域型JPドメイン名における検討経緯

2000年3月	<p>登録情報の取扱いに関するポリシーを制定：同年8月30日施行</p> <p>「JPNICにおけるドメイン名情報およびIPアドレス情報の取扱いについての経緯と考え方」          情報公開に関する基本姿勢と、社会情勢や情報登録者層の変化を踏まえて、個人情報保護に関する基本的な考えを整理したもの</p> <p>「JPNICにおけるドメイン名情報およびIPアドレス情報の取扱いについてのポリシー」          登録情報として収集した情報の公開・開示目的を定めたもの</p> <p>「ドメイン名情報およびIPアドレス情報の取扱い等に関する規則」          登録情報の公開・開示に関して、対象となる情報範囲や用途、権利と責任などを定めたもの</p> <p>「情報開示請求手続きについて」          情報開示請求手続きを行うにあたって必要となる書類等を定めたもの</p>
2000年8月	<p>Whois表示項目を見直し：担当者情報の住所、電話番号を非公開に</p> <p>Whoisによる情報公開とは別に、情報開示請求手続きの受付を開始</p>
2000年11月	<p>Whois表示項目を見直し：組織情報の登記情報、住所を非公開に</p>

## 汎用JPドメイン名以降の経緯

<p>2001年1月</p>	<p>汎用JPドメイン名の登録情報等、サービス仕様を制定 属性型JPドメイン名における検討を踏まえ、個人情報の保護を重視した形で実装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 登録者名以外の登録者情報は非公開</li> <li>* Whois公開用の連絡担当窓口情報は登録者本人以外の代行を許容</li> </ul>
<p>2002年4月</p>	<p>JPドメイン名登録管理業務のJPNICからJPRSへの移管実施 JPドメイン名の登録情報の取扱いに関するポリシーの制定・施行 「JPNICにおけるドメイン名情報およびIPアドレス情報の取扱いについてのポリシー」 「JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」</p>
<p>2003年10月</p>	<p>Whoisへの連続大量アクセスを制限 Whoisでの部分一致検索機能を停止</p>
<p>2005年4月</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律」の完全施行への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 法律が定める形での、情報の収集・利用・提供に関する目的の明文化</li> <li>* JPRSが提供するJPドメイン名のWhoisと、JPNICが提供するIPアドレスのWhoisの分離</li> </ul>

# JPDメイン名での登録情報の公開と開示

- JPDメイン名の登録情報を参照する手続として「公開」「開示」の2種類を提供
- 公開
  - Whoisを利用しインターネット上で参照可能
  - 不特定多数のユーザーに情報を提供
- 開示
  - 使用目的を記した捺印書面での請求手続により、登録情報を提供
  - 手続を経たユーザーに対してのみ情報を提供
- これまでの、WhoisにおけるJPDメイン名登録情報の公開範囲の見直しにより、登録者の情報は「登録者名」以外は非公開となっている。
  - 特に、個人でも登録できる汎用JPDメイン名においてはサービス設計時から登録者名以外の登録者情報をWhoisにおいて非公開とした。

	公開	開示
ドメイン名	○	○
登録者名	○	○
登録者住所	×	○
担当者個人情報	×	×

# 登録情報の公開・開示への要請と対応の形

規則に定める目的	要請	求められる情報	情報を必要とする主体	即時提供の必要性	主な対応手段
JPドメイン名の申請・届け出のため	登録者が必要とする情報は指定事業者を通して提供されるが、レジストリとしても提供が必要	登録者	本人	小	本人開示請求
ネットワークの運用やJPドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決のため	ネットワーク障害やインシデントの解決のため、一刻も早い関係者への連絡が必要	連絡先	第三者 ネットワーク運用者など	大	Whoisの連絡先情報
	ドメイン名紛争などの解決のため、登録者に関する詳しい情報が必要	登録者 連絡先	第三者 知財担当者、弁護士など	小	第三者開示請求
	<b>ユーザがフィッシングなどの悪意を識別・回避するための参考情報が必要</b>	<b>登録者</b>	<b>第三者 一般インターネットユーザ</b>	<b>大</b>	<b>Whoisの登録者名</b>
JPドメイン名の登録が、規則に定められたとおり行われていることを示すため	登録資格などを確認するため、登録者に関する詳しい情報が必要	登録者	第三者 一般インターネットユーザ	小	第三者開示請求

# JPDメイン名のWhois表示内容(例)

属性型JPDメイン名 (CO.JPDメイン名の例)

汎用JPDメイン名 (個人による登録の例)

Domain Information: [ドメイン情報]

a. [ドメイン名]	JPRS.CO.JP
e. [そしきめい]	かぶしきがいしゃにほ
f. [組織名]	株式会社日本レジス
g. [Organization]	Japan Registry Serv
k. [組織種別]	株式会社
l. [Organization Type]	Company
m. [登録担当者]	KH9445JP
n. [技術連絡担当者]	SS3144JP
p. [ネームサーバ]	ns01.jprs.co.jp
p. [ネームサーバ]	ns02.jprs.co.jp
[状態]	Connected (2007/01/
[登録年月日]	2001/01/22
[接続年月日]	2001/01/24

Domain Information: [ドメイン情報]

[Domain Name]	example.JP
[登録者名]	日本 太郎
[Registrant]	NIHON Taro
[Name Server]	ns01.example.jp
[Name Server]	ns02.example.jp
[登録年月日]	2001/01/01
[有効期限]	2007/01/31
[状態]	Active
[最終更新]	2006/xx/xx xx:xx:xx (JST)

個人名を表示

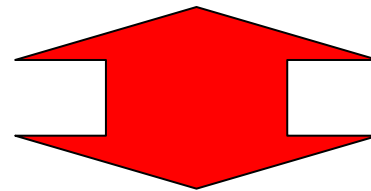
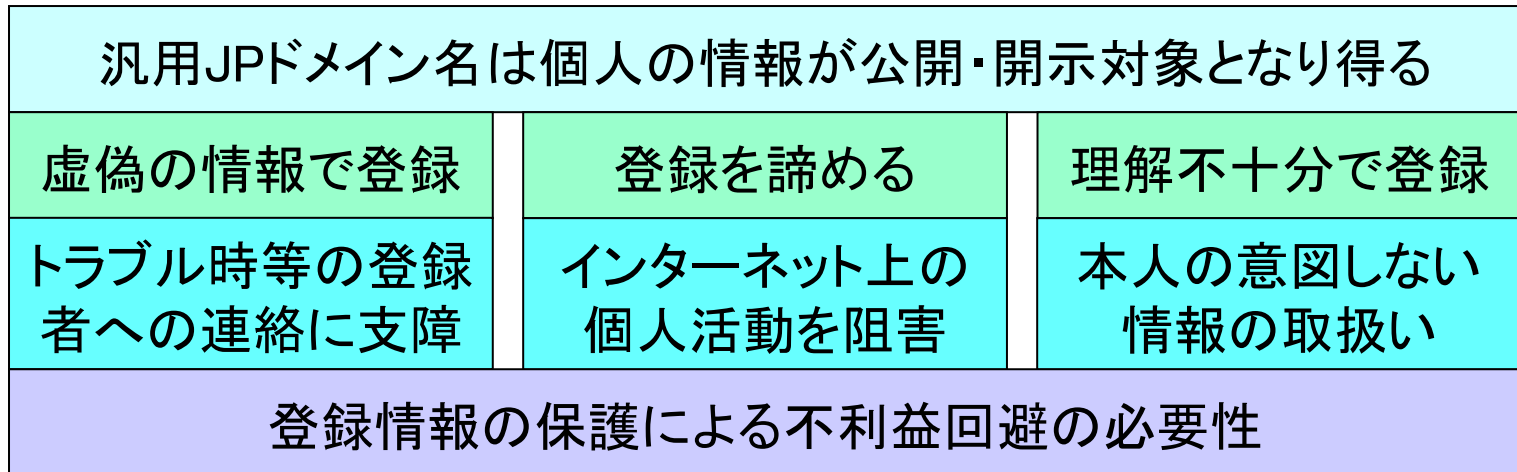
公開連絡窓口は登録者  
本人以外で代行可能

Contact Information: [公開連絡窓口]

[名前]	株式会社日本レジストリサービス
[Name]	Japan Registry Services Co.,Ltd.
[Email]	dom-admin@jprs.co.jp
[Web Page]	
[郵便番号]	101-0065
[住所]	東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル東館 13F
[Postal Address]	Chiyoda First Bldg. East 13F, 3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065, JAPAN
[電話番号]	03-5215-8451
[FAX番号]	03-5215-8452

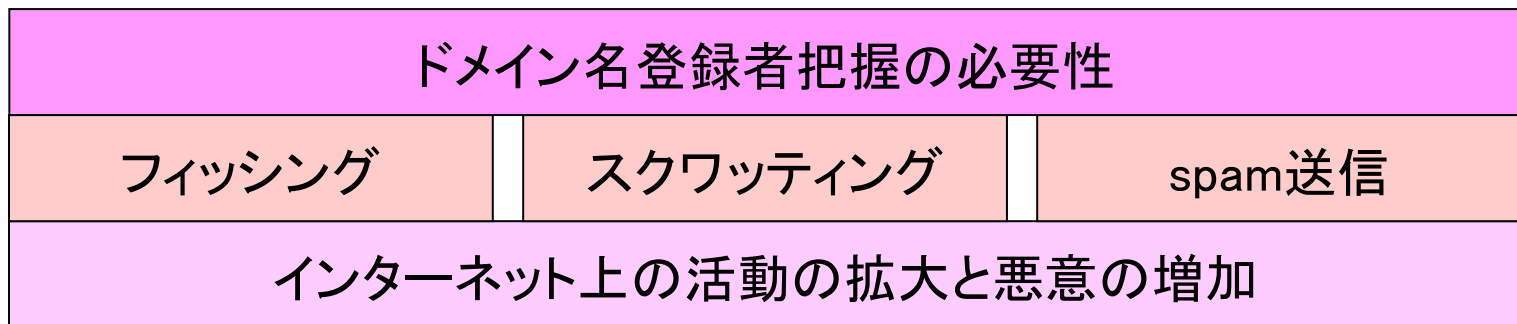
# 登録情報の公開に関する課題

情報非公開要求



バランスよく両立させる解が必要

情報公開要求





## 資料:ドメイン名登録をしない理由

- Whoisで登録者の情報が公開される、ということがドメイン名の登録を避ける理由のひとつになっている。

ドメイン名を登録しない理由	%
必要がないから	79.5
利用の仕方がわからないから	18.2
運用する自信がないから	13.6
登録したことはあるが運用に至らなかったから	9.1
登録費用が高いから	18.2
維持費用が高いから	19.3
Whoisに情報が掲載されるから	※ 6.8
その他	3.4

ドメイン名登録の意思がない  
ユーザ

ドメイン名登録の意思はあるが、  
何らかの理由により登録してい  
ないユーザ

社団法人日本インターネットプロバイダー協会調べ(平成18年3月)

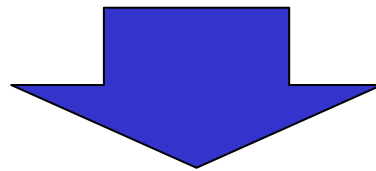
※今後、Whoisでの登録者名公開に関する意識が高まるにつれ、さらに大きくなることが想定される。

## 課題解決のための案

- ・ 汎用JPドメイン名においては、個人の登録者は登録者名をWhoisで公開しないことも選択できるものとする。
- ・ 解決される点
  - － 個人による汎用JPドメイン名登録の障害の一つが取り除かれ、インターネット上での活動を促進させることが可能
  - － 登録情報の公開に関するさらなる周知啓発を行う際、公開を望まない登録者に選択肢を与えることが可能
  - － 虚偽情報登録が不要となり、正しい登録情報をもとにした登録管理が可能
- ・ 発生しうる問題と対応
  - － フィッシングを防ぐ目的等で情報発信者を確認したい時、Whoisだけでは登録者が判明しない場合が発生する
    - 自己正当性を主張したい登録者は登録者名を表示する選択が可能であり、登録者名が表示されていることを信頼性判断の一つとすることが可能
    - 即時参照の必要性が低い場合は、開示請求で情報を参照することが可能

## 参考：gTLDにおける議論の動向

- 第17回委員会(8月31日)にて報告した状況から進展はない。
- 
- Whoisの目的を定義すべく議論が展開
  - 依然として情報制限派と情報公開派の意見が対立
    - 情報制限派
      - DNS運用に関する問題を解決するための連絡先を提供するもの
    - 情報公開派
      - ドメイン名の登録・運用に関する、技術的・法的な諸問題を解決するための連絡先を提供するもの



2006年4月の投票で情報制限派の主張が採択されたが、GAC(政府諮問委員会)を中心として異論が噴出し、現在も議論が継続

## 参考：他ccTLDにおける状況

- .ca カナダ
  - 個人による登録では、登録者名、住所は非公開。手続きにより公開にできる。
- .fr フランス
  - 個人による登録では、氏名(登録者名)、住所、電話番号、メールアドレスを非公開にできる。技術連絡窓口の情報のみが公開。
- .dk デンマーク
  - EU市民個人による登録では、手続きを行うことで登録者名と住所を非公開にできる。
- .uk イギリス
  - 非商用の個人による登録では、住所、電話番号、メールアドレスを非公開にできるが、登録者名は公開。
- .eu 欧州連合
  - 個人による登録では、登録者名とメールアドレスが公開。住所、電話番号は非公開。